

「高度プロフェッショナル制度」・「解雇の金銭解決制度」に対し、 労働者保護の立場に立った慎重論議を求める意見書

安倍内閣は「一億総活躍社会」というスローガンのもと、労働者保護法制を大本から壊す「高度プロフェッショナル制度」法案などを国会に上程し、「解雇の金銭解決制度」の導入などを論議している。これらの制度は労働者の長時間労働・低賃金化を招き、雇用を不安定にし、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。とくに労働時間法制の緩和は、長時間労働削減をいながら裁量労働や規制の適用除外に穴をあけようとする残業代ゼロ法案に他ならない。また解雇の金銭解決制度は、これまで合理的理由がなければ解雇できないとされてきた使用者責任を投げ捨て、裁判で不当労働行為と認められた解雇であっても、金銭を支払えば合法となる可能性のあるものであり、到底看過することはできない。

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができなければ、消費水準は上がらず、経済循環は滞るままでデフレ脱却にはならない。労働者が安心して働ける環境を整備することこそ、デフレ不況からの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

よって本市議会は、国に対して、労働者が安心して働き、地域経済が持続的に成長できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道を閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発する恐れのある「高度プロフェッショナル制度」の導入などは、労働者の実態、意向を十分に踏まえ、慎重に対応すること。
2. 2015年9月30日より発効されている改正労働者派遣法は、低賃金や低処遇のまま、一生涯を派遣労働で過ごす生涯派遣の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度整備に尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年3月30日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛